

委託契約書（案）

委託業務名 テクノアカデミー浜学生寮給食業務委託

委託業務の場所 南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-112
福島県立テクノアカデミー浜

委託料の額 年額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

委託期間 自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

契約保証金

上記委託契約について、委託者 福島県（以下「甲」という。）と受託者 ○○（以下「乙」という。）とは学生寮（以下「寮」という。）における給食業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が寮に収容する学生（以下「寮生」という。）及び通学生等の日常生活におけるバランスのとれた栄養摂取を目的として、乙に給食業務を委託するものとする。

（委託業務）

第2条 乙は、別途甲が指定する日に、甲が指定する場所において、寮生及び通学生等の給食に関する次の業務（以下「給食業務」という。）を善良な管理者の注意を持って行う。なお、給食時刻及び給食日については学生寮給食業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとする。

- 給食に供する主食及び副食物の調理並びに配膳に関すること。
- 主食及び副食物の材料の購入、保管に関すること。
- 厨房並びに食堂の清掃、整頓に関すること。

（権利譲渡の禁止）

第3条 乙は、この契約によって生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾があった場合は、この限りではない。

（一括再委託の禁止）

第4条 乙は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（厨房施設の貸与及び物件等の管理）

第5条 甲は、乙が給食業務を行うのに必要な施設、器具、什器及び備品（以下「給食施設等」という。）を無償で貸与する。

2 乙は、甲より借用した給食施設等を大切に保管し、整理整頓、経費の節減、火災・盗難の防止に努め、破損の責を負う。

3 乙が故意または重大な過失により給食施設等を滅失又は破損したときは、乙は、その

実費を弁償する。ただし、天災その他、乙の責とならない事由によるときは、乙の申出により甲は調査の上その費用の全部または一部を減免することができる。

(無断改廃等の禁止)

第6条 乙は、甲の承認がなければ給食施設等を改廃することができない。

2 乙は、給食施設等を他の者に貸与してはならない。

(給食施設及び物件等の返還)

第7条 乙は、契約期間が満了したとき又は契約満了前において契約の解除となったときは、給食施設及び物件等を速やかに甲に返還しなければならない。

(経費の負担)

第8条 甲と乙が負担する経費の負担区分は、仕様書のとおりとする。

(委託料の支払)

第9条 甲は契約金額を支払内訳書のとおり支払うものとする。

2 甲は、乙より適法な請求書を受理したときは、その受理した日から30日以内に乙に対しその委託料を支払う。

(業務実施上の指示)

第10条 甲は、乙に対し委託業務の実施に必要な事項を指示することができる。

2 乙は、委託業務の実施に関し甲の指示を必要とする場合には、その都度、甲の指示を受けなければならない。

(業務報告)

第11条 乙は、当該月の衛生点検管理点検表(グリストラップの清掃実施日の記述を含む)及び日々の食事提供食数(寮生への提供数、非寮生への提供数が判別できるもの)の分かる資料を、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

(安全衛生)

第12条 乙は、給食業務に従事する乙の従業員の安全衛生について、乙の責任において管理を行わなければならない。

2 健康診断は検便を必要事項とし、その他は必要に応じて受検しなければならない。

(衛生基準等)

第13条 乙は、寮生に対する給食業務が衛生上常に万全であることを期するとともに適切な献立となるよう努めなければならない。

2 献立の作成に当たっては、対象年齢を18歳~20歳とし、食事摂取基準に基づく適正な栄養管理を行うこと。

3 献立の作成に当たっては、定期的に寮生の希望を聞き甲と調整し対応すること。

4 献立表には、塩分、カロリー、カルシウム、蛋白質及び脂質の摂取量を表示すること。

(機密の保持等)

第14条 乙は、業務履行中に知り得た秘密事項を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙と乙の従業員、又は従業員間の紛争等による影響を甲に与えてはならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、重大な過失により食中毒又は感染症が発生した場合には、賠償の責に任じなければならない。ただし、その原因については所轄の保健所等の判断による。

- 2 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、甲乙協議の上、相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことのできない事由により生じた損害はこの限りではない。(履行遅滞の場合における遅延利息)

第 17 条 甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、甲が認める期日までに委託業務を完了する見込みがあると認めるときは、乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長するときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。
- 3 第 1 項に規定する遅延利息の額は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託金額に年 2.5% の割合で計算した額 (当該額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。) とする。
- 4 甲の責に帰すべき事由により、第 9 条の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年 2.5% の割合で計算した額 (当該額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。) の遅延利息の支払いの請求をすることができる。
- 5 第 1 項及び前項に規定する遅延利息の額の計算につき第 3 項及び前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、天災事変その他契約締結後に生じた事情の変更により給食業務を実施する必要がなくなった場合又は乙が業務を履行できなくなった場合には、契約を解除することができる。この場合において、月の途中で解除したときは、月割額を当該月の日割り計算により算出するものとし、この場合の端数処理は、100 円未満切り捨てとする。

- 2 乙 (乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。) が次のいずれかに該当するときは、甲は契約を解除することができる。

イ 役員等 (乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下この条において「暴力団員」という。) であると認められるとき。

ロ 暴力団 (暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め

られるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（業務の確保）

第 19 条 乙は、給食業務の円滑な運営を確保するための業務従事者を定め、業務遂行に万全を期さなければならない。

2 乙は、前項の規定による業務従事者を定めようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（談合その他不正行為による解除）

第 20 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条による刑が確定したとき。

ただし、上記一又は二のうち命令の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日付け公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

（賠償の予約）

第 21 条 乙が、前条各号のいずれかに該当するときは、甲は契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

一 前条第 1 号又は第 2 号までのうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。

二 前条第 3 号のうち、乙が刑法第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定した場合。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 第 18 条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により、甲が第 14 条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を發した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.5% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

4 前項に規定する違約金の額の計算につき第 3 項及び前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(法定責任者の設置)

第 23 条 乙は、給食業務の円滑な運営を確保するため関係法令に基づく給食業務従事者を定め、業務遂行に万全を期さなければならない。

2 乙は、前項の規定による給食業務従事者を定めようとするときは、あらかじめ甲に届出をしなければならない。

(契約外の事項)

第 24 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の条項に疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第 25 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 住 所 福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-112
氏 名 福島県
福島県立テクノアカデミー浜校長

乙 住 所
氏 名

月別支払額

期 間	支 払 金 額	消 費 税 等 相 当 額	支 払 合 計
4 月	円	円	円
5 月	円	円	円
6 月	円	円	円
7 月	円	円	円
8 月	円	円	円
9 月	円	円	円
10月	円	円	円
11月	円	円	円
12月	円	円	円
1 月	円	円	円
2 月	円	円	円
3 月	円	円	円
合 計	円	円	円